

福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（案）の概要

平成18年2月13日
福島県環境保全領域

1 目的

福島県内のポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正なポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途で使用されてきたが、昭和43年にはカネミ油症事件が発生して、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われず、使用を終えたものはPCB廃棄物として廃棄物処理法に基づき、約30年余りにわたり長期の保管が続いてきた。

しかし、平成13年6月にPCB廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法が制定され、我が国におけるPCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、同法に定める期限（平成28年7月）までに確実かつ適正な処理の推進を図ることとされた。

2 計画の位置付け

PCB廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法第7条の規定に基づき、環境省がPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として策定した「PCB廃棄物処理基本計画」（平成15年4月策定）及び県内廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画である「福島県廃棄物処理計画」（平成14年3月策定）に即して定めるものである。

3 計画の期間

本計画は平成18年度を初年度とし、北海道PCB廃棄物処理事業の処理の完了期限である平成26年度末までを計画期間とする。

4 計画策定の基本的方向

- (1) 福島県内において保管されているPCB廃棄物及び使用中でPCBが含まれる製品におけるPCBを平成26年度末までに処理する。
- (2) 北海道室蘭市に設置が予定されている広域処理施設で処理を行うことを基本とする。
- (3) 処理施設での計画的処理や安全で効率的な収集運搬を確保するために、関係機関との協議により収集運搬の体制を整備する。

5 広域処理体制の確保

環境省は日本安全事業株式会社を活用した拠点的な広域処理施設の整備を全国5箇所（北海道、東京、豊田、大阪及び北九州の各事業）で進めており、福島県は北海道PCB廃棄物処理事業の対象地域であることから、北海道室蘭市に建設される広域処理施設（平成19年秋頃の処理開始予定）において処理する。

なお、広域処理施設では、当面、PCB廃棄物の大部分を占め、迅速に処理体制を確保することが必要な高圧トランス等を処理対象物の中心として整備を進めることとしており、ウエス等PCB汚染物等については、環境省において既存の処理技術の応用を含めて、効率的な処理ができるよう処理体制の整備について早急に検討を進めることとしている。

(1) 適正保管の方策

PCB廃棄物が特別管理産業廃棄物であることから、各保管事業者が特別管理産業廃棄物保管基準を遵守するよう啓発を実施するほか、保管している機器のPCB含有量などの実態の把握や適正管理が図られるよう、保管事業者等を指導する。

(2) 収集運搬の方策

環境省策定の「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を基本とし、運搬手段や運搬経路、収集運搬業者等に対する指導方針、及び緊急時の連絡体制等について、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会において十分な協議・調整を行い、必要な情報の共有及び連携して収集運搬の状況の監視、指導や緊急時の対応などを行う。

(3) 効率的な処理体制確保の方策

福島県内の各地域で保管されているPCB廃棄物を北海道室蘭市に建設する処理施設で処理するためには、PCB廃棄物を効率的に収集運搬し、処理することが必要となる。

そのため、平成26年度末までの処分の期間を見据えて処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会での協議調整を経て、処理実施計画を策定して計画的に処理を行う。

6 PCB廃棄物の保管状況

PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度、保管状況を届け出ることが義務付けられている。
(平成16年3月31日現在)

廃棄物の種類	福島県 (中核市を除く)		郡山市		いわき市		福島県計	
	保管事業 場数	保管量	保管事業 場数	保管量	保管事業 場数	保管量	保管事業 場数	保管量
高压トランス (台)	30	185	4	293	4	51	38	529
高压コンデンサ (台)	386	2,211	39	1,187	78	421	503	3,819
低压トランス (台)	2	4	1	2	1	13	4	19
低压コンデンサ (台)	42	3,840	14	1,112	7	221	63	5,173
柱上トランス (台)	2	3	0	0	0	0	2	3
安定器 (台)	139	32,020	16	5,544	20	3,562	175	41,126
PCB (kg)	1	150	0	0	0	0	1	150
PCBを含む廃油 (kg)	9	65,204	3	6,108	3	16.6	15	71,328.6
感圧複写紙 (kg)	2	80	1	1,173	0	0	3	1,253
ウエス (kg)	6	442	4	943	2	41	12	1,426
汚泥 (kg)	1	1,328	0	0	3	13,560	4	14,888
その他の機器等 (台)	17	172	3	521	5	34	25	727
届出事業場数	530		55		103		福島県計 688	

7 計画的な処理を推進するための方策

福島県を3つのブロックに分け、各ブロックを基本的に2年間で処理を実施することとし、処理予定時期のおおむね2年前には、保管事業者や使用者に処理の必要性をはじめ、収集運搬や処理の方法に関する説明会を開催するなどして処理に向けての十分な準備期間をおくこととする。

なお、保管状況が悪く早期の処理が必要な場合や大型PCB機器の搬入など処理施設の合理的な運転上必要な場合などは、定められた年次以外にも収集運搬・処理ができるものとする。

	事前準備期間	収集運搬・処分事業
県北地区、県中地区、県南地区	平成18～19年度	平成20～21年度
相双地区、いわき地区	平成20～21年度	平成22～23年度
会津地区、南会津地区	平成22～23年度	平成24～25年度

8 環境監視など環境保全対策

処理施設が建設され、施設の運転管理が行われる段階には、北海道、室蘭市、日本環境安全事業株式会社などの関係機関が連携して、適正な環境モニタリングの実施と迅速な情報の公開が必要となる。

福島県においては、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会における十分な協議・調整を踏まえて、北海道及び室蘭市の施策に協力していくものとする。

9 情報公開と住民理解に係る方策

PCB廃棄物の適正処理の推進のためには、迅速で透明性の高い情報提供のシステムが必要であり、日本環境安全事業株式会社が設置する「PCB処理情報センター（仮称）」において、北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会と日本環境安全事業㈱が密接な連携の下に、処理施設の処理状況や環境モニタリング情報に加え、PCB廃棄物の保管や収集運搬に関する情報が一元的に総合管理され、インターネットなどを通じて、わかりやすい情報を迅速に発信されていくように、関係機関と調整を行うこととする。

10 その他の事項

(1) 低濃度のPCBに汚染された絶縁油を含むトランス等の処理

環境省が「低濃度PCB汚染物対策検討委員会」を設置し、処分方法等について検討中であり、関係機関と連携して対策を図るものとする。

(2) PCB廃棄物の処理技術の評価及び適切な技術の活用

紙やウェスなどの少量で多種のPCB汚染物を効率よく処理する技術については、技術的知見や実証的試験などを環境省においてさらに重ねていく必要がある。

(3) 安全な収集運搬体制の整備

北海道PCB廃棄物処理事業の処理対象区域が広大であり、冬期間における路面状況を踏まえ、安全な収集運搬を確保していくためには、輸送過程における環境影響を最小限とする収集運搬体制を整備することが必要である。

(4) 使用中のPCB機器に対する適正処理の方策

処理の推進に当たっては、PCB使用製品の使用事業者に対し、代替品への転換など、計画的に期間内に使用を中止し処理がなされるよう、周知・徹底に努める。

(5) PCB廃棄物処理計画の進行管理

毎年、計画の進捗状況について点検することとし、環境省の処理基本計画の見直し、PCB廃棄物の処理体制の整備状況等を勧告して、各種施策の見直しや新たな施策の検討を行い、必要に応じて適宜見直しを行う。

